

俸と本俸に準ずべき俸給との合額算が(イ)又は(ロ)の規定に依り改正前の俸給規程に依る俸給に還元せらるべき最低額に達せざるものなるときは(ハ)の規定に依る算出は之を行はぬ。

四 二官職併有に對する取扱 昭和六年六月二十二日以降官吏又は待遇官吏たる二以上の地位に基き二以上の俸給(本俸に準ずべきものを含まぬ)を受け二以上の官職を同時に退職し又は二以上の官職に在職中死亡したる者前記(イ)又は(ロ)に該當する場合に在りては其の本俸に就いては退職又は死亡當時の各官職の俸給に互に他の俸給の額を合算し各合算額に付假に前記(イ)又は(ロ)に規定する算出方法に依り減俸前の俸給額に還元し各還元額を退職又は死亡當時の俸給額の比率に依つて按分し其の各俸給に屬すべきものを以て改正前の俸給規定に依り受くべかりし各官職の俸給額とする。

第十一章 恩給給與手續

第一節 總 說

恩給給與手續は恩給給與規則(大正十二年八月勅令第三百六十九號)の定むる所に依り取扱はれ

てゐるが之を大別せば恩給の請求、恩給の裁定、恩給の支給、異動通知、恩給證書の返還及再交付、具申及裁決等である。

恩給の請求に就いては第八章に於て詳述せる故本章に於ては其の他の事項に關し之を述べることにする。

第二節 恩給の裁定

第一 經由廳の處理事項

經由廳に於て恩給請求書類を受付けたるときは之を調査し不備の点なきことを認めたるときは恩給金額計算書を作り履歴書、證明書其の他の添附書類に付其の廳に於て證明し得べきものは證明し速に裁定官廳に之を送付すべき旨定められてゐる。

經由廳に於て恩給請求書類に不備の點あることを認めたるときは相當の期間を定め其の不備を追完せしむることを得るのである。

請求者が定められた期間内に不備の追完を爲さざるとき又は經由廳恩給請求理由なしと認めたるときは經由廳は恩給金額計算書の作成を省略し意見を具し恩給請求書類を裁定官廳に送付する。

第二 裁定官廳の處理事項

裁定官廳に於て恩給請求書類を受付けたるときは之を審査し恩給請求書類に不備の点なく且恩給を受くるの権利ありと認めたるときは年金たる恩給に就いては恩給證書を、一時金たる恩給に就いては裁定通知書を請求者に交付する。但規則第十七條に規定する恩給の請求に對しては裁定通知書を交付する。(本章にて規則といふのは恩給給與規則のことである)。

裁定官廳に於て恩給請求書類に不備の點あることを認めたるときは相當の期間を定め其の不備を追完せしむることが出来る。

請求者が定められた期間内に不備の追完を爲さざるとき又は裁定官廳恩給を受くるの権利なしと認めたるときは裁定官廳は理由を附して其の請求を却下する。

裁定官廳は恩給請求書類に依り證明せんとする事實の一部に付十分なる心證を得ざる場合に於て争なき部分の事實のみを以てするも尙恩給を給與し得ることを認めたるときは之を他の部分と切離し先づ其の事實のみに基き恩給の裁定を爲すことを得る但之に因りて別種の恩給を給與するに至るべきときは此の限りでない。

右の場合に於て争ある事實に付立證を得たるときは前裁定を訂正する。

権利者又は關係廳に於て恩給證書又は裁定通知書に誤謬あることを發見したるときは証據書類を添附し其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ。

裁定官廳に於て恩給證書又は裁定通知書に誤謬あることを認めたるときは訂正のため必要なる手續を爲し其の旨を關係廳を経て権利者に通知する。

裁定官廳は審査上必要ありと認むるときは請求者又は申請者に出頭を命じ又は必要なる書類の提出を命ずることが出来る。

第三節 恩給の支給

恩給支給の手續に關しては國庫支辨のものとは若干の相違があるが(例へば國庫支辨のものは郵便局で支給を受けるのだが地方費支辨のものは地方廳で受けるのを原則とする)本節では恩給給與規則に定められたる一般の場合に就いて之を述べよう。

第一 恩給の支給

年金たる恩給は毎年一月、四月、七月、十月の四期に於て各其の前月分迄を支給する。但前支給

期月に支給すべかりし恩給は支給期月に非ざる時期に於ても之を支給する。

年金たる恩給を受くるの権利消滅したる場合に於ての其の期の恩給の支給時期に就いては命令を以て之を定む。

第二 支給を受くる場合の呈示書類

恩給の支給を受けんとする者は其の恩給證書又は裁定通知書を支給廳に呈示せねばならぬ。

第三 権利消滅又は停止の原因ある場合の支給廳の處置

支給廳は年金たる恩給を受くるの権利の消滅し又は停止せらるべき原因たる事實あることを知りたるときは其の支給を止め速に其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ。

第四節 異動通知

普通恩給を受くる者官職に就き又は恩給を停止せらるべき場合に於ては其の就職當時の本屬廳は速に其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ。

年金たる恩給を受くる者禁錮以上の刑に處せられたるとき（刑の執行猶豫の言渡を受けたるときを除く）又は刑の執行猶豫の言渡を取消されたるときは其の宣告又は取消を爲したる裁判所は速かに其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ。

年金たる恩給を受くる者國籍を失ひ、死亡し又は恩給法第八十條の規程に依り其の恩給を受くるの権利を失ふ場合に於ては本人、遺族又は縁故者より速に其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ。

年金たる恩給を受くる者其の本籍又は現住所を變更したるときは速に其の旨を裁定官廳に届出でねばならぬ。

以上述べたる場合に於て裁定官廳と支給廳とが異るときは裁定官廳に對する通知又は届出は支給廳を経由することになつてゐる。

恩給権存否の調査上提出すべき戸籍謄本又は戸籍抄本及證明書は之を提出すべき月又は其の前月現在に於ける受恩給者の身分關係を明瞭にし得るものたることを要する。

第五節 恩給證書の返還及再交付

第一 恩給證書の返還

年金たる恩給を受くる者死亡し又は恩給を受くるの権利を失ひたる場合に於て恩給を受くべき順位者なきときは恩給證書を占有する者は速に裁定官廳に之を返還せねばならぬ。

右の場合に於て亡失其の他の事由に因り恩給証書を返還し得ざるときは速に其の旨を裁定官廳に届出でねばならぬ。

第二 恩給証書の再交付

恩給証書又は裁定通知書を亡失し又は毀損したるときは其の事由を具し証據書類を添へ裁定官廳に其の再交付を申請することが出来る。

恩給証書又は裁定通知書の再交付ありたるときは従前の恩給証書又は裁定通知書を發見したるときは速に裁定官廳に之を返還せねばならぬ。

第三 氏名變更の場合の手續

年金たる恩給を受くる者其の氏名を變更したるときは恩給証書及戸籍抄本を添へ其の旨を裁定官廳に届出でねばならぬ。

右の場合に於て裁定官廳は恩給証書に改氏名の事實を記載したる上之を權利者に返付する。此の場合に於て裁定官廳と支給廳とが異るときは支給廳を経由せねばならぬ。

第六節 具申及裁決

行政上の處分に因り恩給に關する權利を侵害せられたりとする者は、處分後一年内に内閣恩給局長に具申し其の裁決を求むることが出来る。然してこの裁決に不服ある者は裁決を受けたる日より六月内に内閣總理大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することが出来る。但公務傷病の程度に就いては出訴することを得ない規定になつてゐる（法第十三條）。

第一 具 申

具申は行政上の處分により恩給に關する權利（單に恩給請求權のみならず恩給法上の各種權利を包含する。従つて恩給裁定に對する異議、恩給の負擔廳間に於ける恩給金の分擔請求に關する過誤其他を含む）を侵害せられたりとする者は、處分後一年内に内閣恩給局長に具申し其の裁決を求むることが出来る。

一 具申手續 具申は文書を以て内閣恩給局長に對して爲すべきであるが、内閣恩給局長以外の者の爲したる行政處分に對して具申さるべき場合は、具申書は其の處分を爲したる行政廳を経て差出さねばならぬ。此の場合右行政廳は具申書を受取りたる日より十四日以内に辨明書並必要なる書類を添へ内閣恩給局長に送附せねばならぬことになつてゐる。内閣恩給局長は必要あり

と認むるときは期限を定め辯明書に對する辯駁書、再度辯明書其の他必要なる書類を差出さしめ又は具申者若くは對手者たる行政廳の主任者に出頭を求むることが出来る。

二 具申書 具申書には左の事項を記載し具申者記名捺印し證據書類其の他必要なる書類を添附して差出さねばならぬ。

- (1) 具申者の氏名、年齢及住所
- (2) 對手者たる行政廳
- (3) 具申の趣旨及理由
- 三 具申の裁決 内閣恩給局長の爲す具申の裁決は理由を附したる裁決書を以て之を爲すことを要し、此の裁決書は具申者及對手者たる行政廳に之を送付すべき旨定められてゐる。

第二 訴 願

内閣恩給局長に對する具申の裁決に不服ある者は裁決を受けたる日より六月内に内閣總理大臣に對して訴願し又は行政裁判所に出訴することが出来る。

一 訴願手續 訴願は文書を以て内閣總理大臣宛に差出すべきである。恩給法上に於ける訴願書は

訴願法の原則によるを要しない。即ち内閣恩給局長を経由せずとも差支ないとされてゐる。

二 訴願書 訴願書には左の事項を記載し訴願者署名捺印し證據書類を添へ差出さねばならぬ（訴願法第六條）。

- (1) 一定の要求
- (2) 不服の要點及理由
- (3) 訴願人の身分、職業、住所及年齢
- 三 訴願の裁決 内閣總理大臣訴願の裁決を爲す場合に於ては恩給審査會の諮問を経るを要し其の裁決は理由を附したる文書を以て爲し訴願人に交付すべき旨定められてゐる。訴願は口頭審問をなさず其の文書に付之を裁決するを原則とする。但必要ありと認むるときは口頭審問を爲し得る。

第三 行 政 訴 訟

内閣恩給局長の具申の裁決に不服あるものは裁決を受けたる日より六月内に行政裁判所に出訴することが出来る。

一 訴訟手續 行政訴訟は文書を以て行政裁判所に提起すべきである。

- 二 訴 状 訴状には左の事項を記載し證據書類を添へ原告署名捺印の上差出さねばならぬ。
- (1) 原告の身分、職業、住所及年齢
- (2) 被告の行政廳
- (3) 要求の事件及其の理由
- (4) 立 證
- (5) 年 月 日
- 三 判決 行政裁判所は豫め指定したる期日に於て原告、被告及第三者を召喚し審廷を開き口頭審問其他必要なる手續を経た後、裁判を爲すに熟するに至りたるときは終局判決を以て之を解決することになつてゐる。

第十二章 恩給受給者心得

以上を以て恩給法の大要を解説したのであるが最後に恩給受給者の心得置くべき事項の概畧を述べることにしよう。

第一 昭和八年恩給法改正の要点

- (1) 普通恩給最短期限の延長 原則として二年延長せられた(九頁参照)。
- (2) 基礎俸給額の變更 退職前一年間の俸給年額に變更された(一一頁参照)。
- (3) 一時恩給最短期限の設定 三年以上在職、普通恩給最短期限に達せずして退職したものでないと給せられぬこととなつた。一時扶助料に就いても其の年限は同様である(一三頁参照)。
- (4) 納金の増額及新設 原則として全公務員が納金することとなつた従來俸給の百分の一のものは百分の二、納金しなかつたものは百分の一の納金を要する(一三頁参照)。
- (5) 法第九十九條の廢止 教育職員在職年と他種公務員との在職年の相互通算及恩給の支給停止關係が改正せられた(一四頁及一三六頁参照)。
- (6) 多額所得者の恩給一部支給停止 年額千圓以上の恩給受給者で恩給外の勤勞所得が年額五千圓を超える場合は一定條件の下に其の恩給額の一部を支給停止される(一六頁及六七頁参照)。
- (7) 一時恩給受給者再任の場合に於ける通算上の制限 一時恩給を受けたものが再任して普通恩給を給せられる場合は其の受けたる一時恩給額を一定條件の下に返還せぬ限り恩給額を減額せ

- られる（一六頁参照）。
- (8) 休職其の他現實に職務を執るを要せざる在職年の減算 休職、待命、歸休其の他現實に職務を執るを要せざる在職年にして一月以上に亘るものは一定條件により在職年計算に於ては半減せられることとなつた（一七頁参照）。
- (9) 受恩給者の年齢に因る支給停止 一定年齢に達する迄は恩給額の一部を支給停止することとなつた（一八頁参照）。
- (10) 失權及失格原因の改正 二年を超ゆる懲役禁錮に處せられると失權失格することとなつた。従來は六年以上であつた（一八頁参照）。
- (11) 傷病年金の創定 公務の爲め永續性を有する傷痍を受け又は疾病に罹り不具癈疾の程度に至らざるも勅令の定むる程度に達し之が爲め其の職に堪へずして一年内に退職したるときは程度及原因により傷病年金が給せられることとなつた（一九頁及五五頁参照）。
- (12) 特殊扶助料の増給 公務に因る傷痍疾病の爲め死亡せる場合と増加恩給を受くる者が死亡したる場合は五年間に限り扶助料が加給せられる（一九頁参照）。

- (13) 受恩給權の調査 年金たる恩給を受くるの權利を有するものに付其の權利の存否を調査することになつた（二〇頁及六四頁参照）。

恩給受給權調査票

- 一 恩給證書記號番號
- 一 受給者住所氏名
- 一 受給權調査期月 昭和 年 月 日

備考 用紙ハ成ル可ク半紙四ツ切大又ハ半折大トスルコト

- (14) 巡查警部在職年の通算 巡查と警部とは一定條件の下に在職年が通算せられる（二〇頁参照）。
- (15) 諸規定の整理 改正法實施に當り諸規定の整理用語の正確化等が行はれた。

第二年金恩給受給者心得

以下述ぶる所は主として國庫よりの受給者を對象としたものであるが國庫外の場合も大體之に準じてゐる。尙國庫外の分に就いても必要のものは出來るだけ附記して置いた。

(1) 裁定官廳より恩給證書が送付されたときは同封の恩給證書受領證に捺印の上裁定官廳に送付すること（印章は請求書に捺したものと同一なるを可とする）そして早速支給郵便局へ印鑑届を提出すること。印鑑届の書式は左の通である。

考 備	局 郵 支	印 鑑		證 記 證	印 鑑 届
	名 便 給	印		號 號 書	
附 入 局 支	名 氏 書 肩	所 居	籍 本	別 種 類	
印 日 受 給					

恩給證書を受領したとき又は其の後恩給證書に誤謬あることを發見したときは證據書類を添附して其の旨裁定官廳に通知すること。

(2) 最初の支給金は貯金局（裁定官廳が地方廳なるときは其の官廳）より通知がある故直ちに支給郵便局（又は地方廳）で受取ること。

又第二回目以後の支給金は毎年一月、四月、七月、十月の四期に分割してその支給期月の前月分迄が支給される。次に支給を受ける際は給與金受領證書（私製のものでもよいが郵便局又は支給廳には印刷したものがあつた故それを使用すればよい）と恩給證書とを支給郵便局（又は支給廳）に呈示して現金を受取ること。

(3) 代人を以て受領するときは委任狀を渡して受領せしむること。此處で特に注意を要するのは恩給證書を抵當にして金を借りたときのことであるが法は第十一條で恩給を受くるの權利は之を讓渡し又は擔保に供することを得ない旨規定してゐるけれども實際は擔保にして金を借りることがある。此の場合悪い金融業者の手にかゝると一生恩給證書は自分の手にもどつて來ない場合が相當多いから吳々注意して恩給證書を擔保にして金を借りる様なことは絶対にしないが

よい。

- (4) 改印したときは居所、氏名恩給證書の種類及記號番號等を記入し新印章を押して、支給郵便局に、又氏名を變更したときは恩給證書に戸籍謄本を添へ裁定官廳に、又居所を變更したときは恩給證書の種類及記號番號等を記入して居所變更届を支給郵便局に提出すること。
- (5) 支給郵便局を變更せんとするきは恩給證書の種類及記號番號、新舊支給郵便局名、新支給郵便局で支給を開始する支給期月等を記入して支給郵便局變更請求書を提出すること（新舊何れの郵便局でもよい）。

- (6) 恩給権者が失權したとき（六一頁以下参照）は支給廳を経て裁定官廳に届出ること。
- (7) 右を以て主要事項を述べたがこの外まだ二、三心得置くこともあるが極めて重要といふ譯でもなく又本章外に於て述べたこと、重複する故省略する。

第三 一時金恩給受給者心得

裁定官廳から裁定通知書が送付されたときは（この場合同時に貯金局から支給郵便局を経て支給通知書を送つて来る。又支給廳が地方廳なるときは其の廳から送つて来る）裁定通知書を支給郵便

局（又は其の支給廳）に呈示して支給通知書の受領證に記名調印して提出現金を受取ること。（この場合印鑑證明書の提出を要することもある）又裁定通知書を受領したとき其の裁定通知書に誤謬があつたら證據書類を添附して裁定官廳に提出すること。

- (2) 裁定通知書を亡失し又は毀損したときは裁定通知書再交付申請書に亡失の事由、搜索の方法及亡失後執つた措置を詳記した願末書、所轄警察署の現住證明書を添へ毀損の場合は其の願末書に毀損した裁定通知書を添へて裁定廳に再交付を申請すること。

第四 恩給關係請求書申請書恩給證書書式

恩給關係の書式にして主要なるものは夫々必要に應じ各々の關係個所に於て述べたる所であるが讀者各位の利用上の便に供するため左に一括之が所在其の他を示すこととする。

- （ ）内の數字は所在頁數を示すものである
- | | | | |
|------------------|------|-----------------|-------|
| (1) 普通 恩 給 請 求 書 | (七七) | (2) 履 歴 書 | (八二) |
| (3) 一時 恩 給 請 求 書 | (八四) | (4) 扶 助 料 請 求 書 | 八六・八七 |
| (5) 扶助料轉給請求書 | (八七) | (6) 扶助料停止請求書 | (九二) |

- (7) 一時扶助料請求書九四・九五
- (8) 普通恩給增加恩給請求書 (九七)
- (9) 增加恩給請求書 (九八)
- (10) 現認證明書 (九九)
- (11) 事實證明書 (一〇〇)
- (12) 再審査請求書 (一〇二)
- (13) 傷病年金請求書 (一〇四)
- (14) 傷病賜金請求書 (一〇六)
- (15) 恩給受給權存否の調査票 (二九三)
- (16) 印鑑 届 (二九四)
- (17) 死亡(又ハ婚姻、去籍、成年)届

死 亡 (又ハ婚姻、去籍、成年) 届

給與金種類
證書記號番號
給與金額
受給者肩書氏名

右 年 月 日 死亡候ニ付別紙戸籍謄本相添へ此段及御届候也

年 月 日 居 所 右遺族氏 名 印

貯 金 局 御 中

(18) 恩給證書(裁定通知書)再交付申請書

恩給證書(裁定通知書)再交付申請書

一 恩給證書ノ肥號番號(裁定通知書ノ番號)
一 恩給證書ノ日附(裁定通知書ノ日附)
一 恩給金額

右恩給證書(裁定通知書)ヲ亡失(毀損)致候ニ付再交付相成度申請候

年 月 日

退職當時ノ官職名又ハ
公務員トノ身分關係
本籍地
現住所

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局 氏 名 印

(19) 普通恩給證書様式

第 號 恩 給 證 書

月 生

第十二章 恩給受給者心得

普通恩給年額金

右恩給法ニ依リ給ス
年 月 日

内閣恩給局長

氏名 印

(20) 増加恩給證書、傷病年金證書、扶助料證書様式

第 號

恩 給 證 書

月 生

普通恩給年額金 (傷病年金年額金)
増加恩給年額金 (扶助料年額金)

右恩給法ニ依リ給ス

年 月 日

内閣恩給局長

氏名 印

附

錄

附 錄

恩 給 法

(大正十二年四月十四日法律第四十八號制定)
昭和八年四月八日法律第五十號改正)

要 綱 — ナ附シタル箇所ハ昭和八年四月法律第五十號改正部分

第 一 章 總 則

- 第一條 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス
- 第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ
- 普通恩給、增加恩給、傷病年金及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス
- 第三條 年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル
- 第四條 恩給年額並一時恩給及一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム
- 第五條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- 第六條 普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス
- 前項ノ規定ハ普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職シタル場合ニ付之ヲ準用ス
- 第七條 時効期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クハカラサル事變ノ爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ

妨礙ノ止ミタル日ヨリ二十日以内ハ時効完成セス

時効期間満了前六月内ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治産者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月内ハ時効完成セス
時効期間満了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時効期間内ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時効期間内ニ到達シタルモノト看做ス

第八條 公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第九條 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一 死亡シタルトキ

二 死刑又ハ無期若ハ二年ヲ越ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑(陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス)ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職力普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

第九條ノ二 裁定官廳ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

第十條 恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ

當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

第十一條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外内閣恩給局長之ヲ裁定ス

第十三條 行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年内ニ内閣恩給局長ニ具

申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ内閣總理大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス

第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 内閣總理大臣及内閣恩給局長ノ裁決ハ關係官廳ヲ羈束ス

第十五條 内閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問スヘシ

恩給審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一 文官及準文官並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者ノ一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

- 二 軍人及準軍人並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス
- 三 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス
- 四 前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス
- 五 警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス
- 六 待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

第十七條 前條第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其ノ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄内ニ於テ在職シタル第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用ス

第十八條 國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ府縣費ヨリ俸給ヲ給スル文官、神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員タル文官、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ

前項ノ經濟ニ對シテハ國庫ハ前項ニ規定スル納金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

第二章 公務員

第一節 通則

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四條ニ掲クル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

第二十條 文官トハ武官又ハ宮内官以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外國庫ヨリ俸給

ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス
準文官トハ高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク勅令ヲ以テ指定セラレサルモノヲ謂フ

第二十一條 軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者
- 二 國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者
準軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生

- 二 勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

第二十二條 教育職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

- 二 道府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ

準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校又ハ幼稚園ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十三條 警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 警部補、巡查、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛

- 二 看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守

- 三 判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

第二十四條 待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職
- 二 判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ職員（前條第二號ニ掲クル者ヲ除ク）、感化院職員及矯正院職員
- 三 地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ
- 四 前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

第二十五條 本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職
- 二 現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入營若ハ入團、非現役軍人ニ在リテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト
- 三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命
- 四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五 待遇職員ニ在リテハ任命

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二 現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除、志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職

四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス

五 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

第二十七條 第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

準軍人ノ就職トハ職務、戒嚴地域内ノ勤務又ハ外國ノ鎮戍ニ服スルコトヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ルコトヲ謂フ

第二十八條 公務員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セズ

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十九條 公務員ニ以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一

官職ノ在職年ニ依ル

第三十條 軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條 削除

第三十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

一 戦地ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月

二 戦地外ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月中

前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ職務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス

戰爭ノ期間及地域、職務ノ範圍並戰爭ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 公務員外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危険ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 公務員戒嚴地域内ニ於テ危険ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第三十五條 公務員外國鎮戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月中ヲ加算ス

第三十六條 航空機乗員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加

算ス

第三十七條 潜水艇乗員タル公務員其ノ職務ヲ以テ在役潜水艇ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十八條 公務員其ノ職務ヲ以テ邊陲又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務シタルトキ亦同シ

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

第一項ノ地域及業務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月ヲ加算ス一年以上引續キ編隊艦船ニ乗シテ上陸制限ノ下ニ準戰訓練ニ服シタルトキ亦同シ

前項ノ遠洋航海ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル

二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第四十條ノ二 休職、待命、歸休、停職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス

第四十一條 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス

一 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年

二 第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年

三 在職中二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數

四 公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數

五 公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數

六 宮内職員トシテノ在職年月數ニシテ宮内官ノ恩給規程ニ依リ除算セラルヘキモノ

第四十二條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

一 宮内官ノ恩給規程ニ依リ宮内官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮内職員トシテノ在職年月數

二 準軍人ノ在職年月數

三 高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

四 準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ

準用ス此ノ場合ニ於テハ準軍人又ハ皇宮警手トシテノ在職年ハ夫々之ヲ軍人又ハ警察監獄職員トシテノ在職年ト看做ス

第四十三條 第三十二條乃至第四十條ノ規定ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第四十四條 本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

本法ニ準スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
公務員ニ以上ノ官職ヲ併有シ各官職ニ付俸給ヲ給セララルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸給額トス

第四十五條 公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條 公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具瘥疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具瘥疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル增加恩給ヲ不具瘥疾ノ程度ニ相應スル増加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ不具瘥疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具瘥疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規

定スル恩給ヲ給セス

第四十六條ノ二 公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具瘥疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ之カ爲其ノ職ニ堪ヘスシテ一年内ニ退職シタルトキ又ハ其ノ公務員カ下士官以下ノ軍人ニシテ退職後一年内ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件(傷病ノ程度ヲ除ク)ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病ノ程度カ前項ノ勅令ニ定ムル程度ニ達セザリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

第四十七條 前二條ノ規定ハ準文官、陸軍ノ見習士官、海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

一 勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ

二 戰地ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三 公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

第四十九條 公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ト普通公務トス

戰鬪ニ準スヘキ公務ノ範圍、公務傷病ニ因ル不具癡疾ノ程度及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度並教育職員、警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 裁定官廳ハ增加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具癡疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

前項ノ期間滿了ノ六月前迄傷病回復セサル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナルトキハ之ニ相當ノ恩給ヲ給ス

前二項ノ規定ハ傷病年金ノ裁定ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス

第五十一條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一 懲戒、懲罰又ハ教員免許狀褫奪ノ處分ニ因リ退職シタルトキ

二 在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十六條第二號但書及第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五十二條 公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勤績ト看做サルルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス

第五十三條 公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ在職スルモノニ付テハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第五十四條 普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

一 再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ

二 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ退職シタルトキ

三 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具癡疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額ヲ定メ增加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具癡疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷病又ハ疾病カ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

一 後ノ傷病又ハ疾病カ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ基因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癡疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ヨリ前ノ增加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具癡疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷病又ハ疾病ノミニ因ル增加恩給年額カ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル增加恩給年額ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス

二 後ノ傷疾又ハ疾病カ普通公務ニ基因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具廢疾ニ相應スル増加恩給年額ニ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具廢疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ増加恩給ノ年額トス

第五十五條ノ二 前二條中増加恩給ノ改定ニ關スル規定ハ傷病年金ヲ受クル者再就職シ再就職後公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ増加恩給又ハ傷病年金ヲ受クヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十六條 前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額從前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第五十七條 前四條ノ規定ハ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一 公務員又ハ第四十二條第一號第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ准軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三 之ヲ受クル者三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給

ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ増加恩給又ハ傷病年金ト併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス

四 恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額五千圓ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ六千圓ヲ超ユル額ノ二割ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法並停止方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項第二號ノ規定ハ増加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

下士官以上ノ軍人ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ毎月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ毎月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第二節 恩給金額

第五十九條ノ二 本節ニ於テ退職前ノ俸給年額ト稱スルハ退職前一年內ノ俸給(軍人及准軍人ニ在リテハ各階等

ニ付定メラレタル別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ其ノ階等ニ對スル俸給額トスノ總額ヲ謂フ但シ左ノ特例ニ從フ

一 公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡ノ際昇給アリタルトキハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定アルモノ(軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ級俸トス)ニ付テハ一級、其ノ定ナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラレタルモノトシテ計算ス

二 前號ニ規定スル場合以外ノ場合ニ於テ退職前一年内ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給カ前俸給二年以上据置ノ後爲サレタルモノナルトキニ限り前號ノ規定ヲ準用ス

轉官職ニ依ル俸給ノ増額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル退職前一年内ノ俸給ノ算出方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

實在职期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ割合ニ依リ一年分ニ換算ス

本節ニ於テ退職前ノ俸給月額ト稱スルハ退職前ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

第六十條 文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實動續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ動續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ動續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ國務大臣トシテノ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號、第五十五條ノ二又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トス

第六十一條 准士官以上ノ軍人在職年十三年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第一號ノ準軍人在職年十三年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十四年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前條第三項ノ規定ハ准士官以上ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年五十年トシテ計算ス

陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ二年以上實在職シ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス

第四十六條、第四十七條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職十三年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

準軍人ノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條ノ二 下士官以下ノ軍人在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス
前項ノ規定ハ第二十一條第二項第二號ノ準軍人在職年十二年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十三年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ下士官ニ在リテハ七圓、兵ニ在リテハ六圓ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項並前條第五項、第七項及第八項ノ規定ハ下士官以下ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

第六十二條 教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年十七年ヲ控除シタル殘リノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トス

第六十三條 警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤續在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十二年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ恩給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項並第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條ノ二 一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ加算シタル月數内ニ召集其ノ他ノ強制ニ依ラスシテ再就職シタルモノニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ニ乗シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給年額トス但シ差月數一月ニ付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ勅令ノ定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十五條 公務員ノ増加恩給ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及不具癈疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ増加恩給ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十五條ノ二 公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十六條 下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサルモ之カ爲退職シ又ハ退職後一年内ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等並傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス
前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條 准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿ニシテ又ハ下士官在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス但シ下士官以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十九條 削除

第七十條 警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十一條 削除

第三章 遺族

第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ
前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム
父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス
先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限り之ヲ適用ス
第七十四條 未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス
夫又ハ成年ノ子ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス
養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タルヘキ者ニ限り之ニ扶助料ヲ給ス
前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス
第七十五條 扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル
一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ全額
二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額
三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

前項第一號又ハ第二號ニ規定スル場合及增加恩給ヲ併給セラルル者ノ死亡シタル場合ニハ其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間ハ前項ノ規定ニ依ル扶助料ノ年額ニ各其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ加給ス

第七十六條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

- 一 子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ
- 三 父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

第七十七條 扶助料ヲ受クル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十八條 扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條 前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第八十條

遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クル權利ヲ失フ

- 一 其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ
- 三 不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ入りタリト認めラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條

公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナ

キトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第八十二條

文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿、准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿、下士官タル軍人又ハ警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族

ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第五十九條ノ二第五項ノ規定ハ死亡前ノ俸給月額ニ付之ヲ準用ス

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

附 則

第八十三條 本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條 左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

- 一 官吏恩給法
- 一 官吏遺族扶助法
- 一 軍人恩給法
- 一 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法
- 一 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法
- 一 明治二十四年法律第四號
- 一 明治二十九年法律第十三號
- 一 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則
- 一 明治二十九年法律第七十八號
- 一 明治三十三年法律第七十五號
- 一 明治三十三年法律第七十六號
- 一 明治三十三年法律第七十七號
- 一 巡查看守退職料及遺族扶助料法

附錄 恩給法

二八

- 明治三十五年法律第二十九號
- 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法
- 明治四十年法律第四十八號
- 明治四十一年法律第三十五號
- 明治四十三年法律第三十號
- 明治四十四年法律第六十一號
- 明治四十四年法律第六十七號
- 明治四十五年法律第十一號
- 明治四十五年法律第十二號
- 大正七年法律第三十號
- 大正十年法律第三十五號
- 大正十年法律第九十四號
- 大正十一年法律第十八號
- 大正十一年法律第十九號
- 明治二十二年勅令第三百三十三號
- 明治二十三年勅令第九十八號
- 明治二十五年勅令第十八號

- 明治二十五年勅令第三十二號
 - 明治三十二年勅令第九十六號
 - 明治三十八年勅令第二百二十九號
 - 明治四十年勅令第八十八號
 - 明治四十年勅令第八十九號
 - 明治四十一年勅令第七十一號
 - 明治四十五年勅令第七十號
 - 大正七年勅令第六十二號
 - 大正十年勅令第二百六十八號
 - 大正十一年勅令第八十七號
 - 大正十一年勅令第二百八十四號
 - 明治九年第九十九號達陸軍恩給令
 - 明治十五年第四十一號達逓巡查看守給助例
 - 明治十六年第三十八號達海軍恩給令
 - 明治十七年第一號達官吏恩給令
- 第八十五條 本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル
- 從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給

附錄 恩給法

二九

ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類並給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル

第八十六條 第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付之ヲ適用ス

第八十七條 第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノニ付本法施行後其ノ給與ヲ爲ス場合ニ付之ヲ適用ス

第八十八條 從前ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依リ内閣恩給局長ノ裁定ト看做シ從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス

第八十九條 府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第十四條ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ備フルコトヲ得

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ
恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支

消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニヨリ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘシ
恩給基金ノ管理ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限り本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス

第九十一條 内地人タル公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其ノ所屬官署職員ニ付テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム）、樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ在勤シタルトキハ當分ノ内在勤期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ一年、警察監獄職員ニ在リテハ三年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ四年トス

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ國境警備又ハ理蕃ノ爲危險地域内ニ勤務シタルトキハ當分ノ内在勤期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス
前項ノ危險地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十三條 海軍警吏補ヨリ海軍巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡查ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十四條 朝鮮總督府巡查補ヨリ朝鮮總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ統監府巡查補及朝鮮總督府巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十五條 臺灣總督府巡查補ヨリ臺灣總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十六條 大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第九十七條 第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條 第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シ本法施行後不具癱瘓ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條 削除

第一百條 本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ

本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給ノ増額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ竣タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ増額セラレタルモノト看做ス

第一百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス

第一百二條 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ増額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ

小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡查又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第三百三條 北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受クル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四百四條 第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和八年法律第五十號附則)

第一條 本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス

第三條 第十三號第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前ヨリ行政裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 第十八條第一項ノ改正規定ニ依ル納付金額ハ同項ニ規定スル公務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル公務員ガ第五十九條(改正前又ハ改正後)及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス

第五條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第六條 第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ進行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セズ

第七條 傷病年金ハ本法施行後公務員ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス但シ本法施行前賦恤金(之ニ準ズルモノヲ含ム)又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第八條 第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル増額分ニ付第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第九條 第五十九條ノ改正規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後再就職シ又ハ俸給(又ハ給料)ガ昇給若ハ増額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス

第十條 第五十九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ其ノ公務員ガ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤務シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ内同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

第十一條 本法施行ノ際從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ニハ其ノ者ガ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ニ達セズシテ退職シタル場合ト雖モ退職前ノ俸給ニ依リ之ニ普通恩給ヲ給ス但シ其ノ年額ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第十二條 前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者ニシテ本

法施行後其ノ期間ノ終了ニ因リ従前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付之ヲ適用ス
第十二條 第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前受ケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十四條 第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員ガ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル残存期間ニ付テノミ之ヲ爲ス

第十五條 恩給法施行前同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテ普通恩給(退職料)ヲ受ケ引續キ文官ニ任ジ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ其ノ普通恩給(退職料)ヲ文官ノ普通恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ日ヨリ本法施行前ノ規定ニ依リ其ノ普通恩給(退職料)ヲ文官ノ普通恩給ニ改定ス但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時給恩ノ金額ヲ改定ニ因リ増額セラルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス

前項ノ規定ハ恩給法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルトキハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラズ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテノ普通恩給(退職料)ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス

第十六條 第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ従前ノ同項ニ規定スル期間ヲ經過シタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十七條 本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限り仍同法第九十九條第一項ノ規

定ニ依ル

第十八條 本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍従前ノ例ニ依ル

第十九條 前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ノ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者ガ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限り此ノ規定ニ依ル

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル

第一項ニ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第十條第一項ノ規定ヲ適用ス

(別表)

第一號表 (甲)

階等	將校及相當官		佐尉官及相當官							
	親任	高等官	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
假定俸給年額	七五〇〇円	六五〇〇円	五六〇〇円	四六〇〇円	三九五〇円	三三五〇円	二三五〇円	一七五〇円	一七〇〇円	一五〇〇円

乙

階等	假 定 俸 給 年 額	准士官		下士官		兵	
		一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等
准士官	1,100						
同 上	850						
同 上	750						
同 上	675						
海軍一等兵	600						
陸軍上等兵	500						
海軍二等兵	495						
陸軍一等兵	450						
陸軍二等兵	400						

(別表) 第二號表

號 乙	號 甲	傷病原因	階等	親任		勅任		特任		階等
				將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵	
普通公務	戰又ハ戰ハキヘス									
特一別項	特一別項			1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特二別項	特二別項			1,000	900	900	900	900	900	900
特三別項	特三別項			900	800	800	800	800	800	800
特四別項	特四別項			800	700	700	700	700	700	700
特五別項	特五別項			700	600	600	600	600	600	600
特六別項	特六別項			600	500	500	500	500	500	500
特七別項	特七別項			500	400	400	400	400	400	400
特八別項	特八別項			400	300	300	300	300	300	300
特九別項	特九別項			300	200	200	200	200	200	200
特十別項	特十別項			200	100	100	100	100	100	100

備考 特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス

(別表) 第三號表

號 乙	號 甲	傷病原因	階等	准士官		下士官		兵	
				一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等
普通公務	戰又ハ戰ハキヘス								
特一別項	特一別項			1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特二別項	特二別項			1,000	900	900	900	900	900
特三別項	特三別項			900	800	800	800	800	800
特四別項	特四別項			800	700	700	700	700	700
特五別項	特五別項			700	600	600	600	600	600
特六別項	特六別項			600	500	500	500	500	500
特七別項	特七別項			500	400	400	400	400	400
特八別項	特八別項			400	300	300	300	300	300
特九別項	特九別項			300	200	200	200	200	200
特十別項	特十別項			200	100	100	100	100	100

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

(別表) 第四號表

甲						乙								
傷病原因						傷病原因								
公務員ハ又ハ關戰ニ關スルキ						普通公務員								
症狀等差						症狀等差								
下士官						下士官								
兵						兵								
第一目	九九〇 ^円	九〇〇 ^円	八二五	六六〇	四九五	第一目	七九二 ^円	七二〇 ^円	六六〇	五二八	第三目	三九六	二六四	一三二
第二目	八二五	七五〇	六六〇	六〇〇	四九五	第二目	六六〇	六〇〇	六〇〇	五二八	第四目	三六〇	二四〇	一二〇
第三目	六六〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	四九五	第三目	五二八	四八〇	四八〇	四九五	第五目	三〇〇	二四〇	一二〇
第四目	四九五	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四九五	第四目	三九六	三六〇	三六〇	四九五	第六目	三〇〇	二四〇	一二〇
第五目	三三〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三三〇	第五目	二六四	二四〇	二四〇	三三〇	第六目	二四〇	二〇〇	一〇〇
第六目	一六五	一五〇	一五〇	一五〇	一六五	第六目	一三二	一二〇	一二〇	一六五				

恩給法施行令

(大正十二年八月十七日勅令第三百六十七號制定、昭和八年九月勅令第二百三十六號改正)

- 第一條 恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動ノ有無ニ付之ヲ行フ遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右事情ノ繼續ノ有無ヲ調査ス
- 第一條ノ二 受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定官廳ニ提出スヘシ
- 一 前條第一項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者及妻ニ在リテハ戶籍抄本、妻以外ノ扶助料權者ニ在リテハ戶籍謄本
- 二 前條第二項ノ事實ヲ證スル爲ニハ不具廢疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ證スル居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書
- 前項ノ書類ハ事實カ裁定官廳ニ顯著ナル場合又ハ他ノ相當官公署ノ證明アル場合ニ於テ裁定官廳カ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第一條ノ三ニ規定スル書類ヲ提出スヘキ月カ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月(證書ノ日附ニ在ル月)ノ翌月ヨリ十二月内ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ提出スルコトヲ要セス
- 第一條ノ三 各受給者ハ前條ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年提出スヘシ
- 一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ恩給ヲ受クル者ハ一月

二 遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ七月

陸軍ノ軍人、之ニ準スヘキ者及警察監獄職員並其ノ遺族ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出シ他ノ公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ其ノ奇數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出スヘシ

第一條ノ四 第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出セサル受給者ニ對シテハ之ヲ提出スヘキ月ヨリ一期隔リタル後ノ支給期以後ノ支給テ一時差止ムヘシ

第一條ノ五 恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在リタルコトヲ要ス

第二條 恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條 恩給法第十二條ノ規定ニ依リ内閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 内地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス
- 二 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

三 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

四 朝鮮、臺灣、樺太、關東州(南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ)又ハ南洋群島ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員(陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク)及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督(道ノ警部補、巡查及消防手並其ノ遺族ノ恩給ハ道知事)臺灣ニ在リテハ臺灣總督(州又ハ廳ノ警部補及巡查並其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

五 内地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事(警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監)之ヲ裁定ス

六 恩給法第二十四條第三號ニ掲クル待遇職員(國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク)及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事(警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監)、朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ裁定ス

第四條 恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ニ乗シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム但シ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラサル在職ニ付テハ右ノ退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ニ代ヘ在職最終ノ俸給年額(軍人及準軍人ニ付テハ恩給法別表第一號表ノ金額)ニ依ル

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算出ス
恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其
ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ負擔者ニ
歸スヘキ在職年ト看做ス

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

- 一 恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付一年
- 二 恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十一條ノ二第四項、第六十二條第七項、第六十三條第五
項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ外國勤續ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及同法第六十二條第四項又ハ同法
第六十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付六月

前四項ノ規定ハ恩給法第十七條第二項乃至第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條 恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第六條 左ニ掲クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

- 一 地方官官制第二條ニ規定スル府縣列任官
- 二 都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ
- 三 神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ
- 四 朝鮮道立醫院ノ職員ニシテ官吏タルモノ

第七條 恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山

學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校ノ生徒、陸軍ノ士官候補生、海軍豫備生徒並
海軍豫備練習生ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ

第八條 恩給法第二十二條第二項ノ在外指定學校ハ外務大臣及文部大臣之ヲ指定ス但シ關東州ニ在リテハ關東長
官之ヲ指定ス

前項ノ指定ニ關スル規程ハ外務大臣及文部大臣又ハ關東長官之ヲ定ム

第九條 恩給法第二十二條第三項ノ準教育職員トハ教授心得、助教授心得、助教諭心得、准訓導及判
任官ノ待遇ヲ受ケサル保攝ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ

第十條 恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 道路管理職員制ニ依ル職員
- 二 地方土木職員制ニ依ル職員
- 三 地方産業職員制ニ依ル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
- 四 地方測候所職員制ニ依ル職員
- 五 地方學校衛生職員制ニ依ル職員
- 六 地方社會教育職員制ニ依ル職員
- 七 地方社會事業職員制ニ依ル職員
- 八 地方建築職員制ニ依ル職員
- 八ノ二 地方警察職員制ニ依ル職員
- 八ノ三 地方體育運動職員制ニ依ル職員

- 九 防疫職員制ニ依ル職員
 - 十 税關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員
 - 十一 臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員
 - 十二 廳府縣衛生職員制ニ依ル職員
 - 十三 癩療養所職員制ニ依ル職員
 - 十四 家畜防疫職員制ニ依ル職員
 - 十五 朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、産業、衛生、社會事業又ハ測候ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員(府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
 - 十六 臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、衛生、産業、物産検査、社會事業又ハ社會教育ノ事務又ハ技術ニ從事スル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
 - 十七 關東州地方待遇職員令ニ依ル地方ノ産業、土木、衛生、教育又ハ行政ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員
- 第十一條 恩給法第二十四條第四號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
- 一 造幣醫、專賣醫及專賣藥劑師
 - 二 陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
 - 三 靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
 - 四 鐵道醫
 - 五 北海道廳事業手

六 朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師並臺灣ニ於ケル警察醫
七 臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員

第十二條 恩給法第三十二條第一項第一號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

- 一 戰爭開始後戰地ニ到リタル者ニ付テハ戰地ニ到ルヘキ事由ノ生シタル當時所在スル地ノ屬スル地域ヲ離レタル月ヨリ加算ス
 - 二 戰爭中戰地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ其ノ還歸スヘキ地ノ屬スル地域ニ到著シタル月迄加算ス
前項ノ地域トハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之ニ準スヘキ外國ノ地區ヲ謂フ
- 恩給法第三十二條第一項第二號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル
- 一 動員(之ニ準スルモノヲ含ム)部隊ニ編入セラレタル者ニ付テハ編入ノ月、動員(之ニ準スルモノヲ含ム)下令ヨリ其ノ部隊ニ在リタル者ニ付テハ其ノ下令ノ月ヨリ加算ス
 - 二 戰爭開始後戰務ニ服スヘキ地ニ到リタル者及戰爭中其ノ地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル加算ニ付之ヲ準用ス

第十三條 恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎮戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外公務員鎮戍ノ爲内國ヲ出發シタルトキハ内國ヲ離レタル月ヨリ加算シ鎮戍ノ終了後直ニ内國ニ歸還シタルトキハ内國歸著ノ月迄加算ス

第十四條 恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

- 一 同月内ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキ又ハ航空機ニ搭乘シ特ニ危險ト認ムル航空試験ニ從事シタルトキハ其ノ一月ニ付一月半
 - 二 同月内ニ於テ飛行時數一時間以上飛行機ニ搭乘シ又ハ五時間以上航空船、航行中ノ艦船繫留ノ氣球若ハ自由氣球ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月
 - 三 前二號ニ掲クルモノヲ除クノ外航空機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月
- 第十五條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陲又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第二號表ニ依ル

第十六條 邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第十七條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依ル不健康業務ノ加算ハ一月ニ付半月トス其ノ業務左ノ如シ

- 一 有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ従事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノ
- 二 排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦、水雷艇若ハ掃海艇乗員トシテノ勤務又ハ鐵道事業ニ於ケル蒸汽機關車乗員トシテノ現業勤務
- 三 炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務

四 肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ従事スル勤務
前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテ不健康ノ業務ノ加算ヲ爲サス

第十八條 恩給法第三十九條ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千哩ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第十九條 航海加算ハ初發港出發ニヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到着シタル月迄加算ス
航海中引續キ三十日以上航行セルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第十九條ノ二 恩給法第四十條ノ二ニ規定スル期間一月以上ニ亘ルトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第二十條 恩給法第四十四條ノ本俸ニ準スヘキモノトハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 年功ニ因ル加俸
- 二 府縣知事ノ指定地加俸
- 三 官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教授ノ職務俸
- 四 第一號ニ掲クルモノヲ除クノ外市町村立小學校教員加俸令ニ依ル加俸

五 警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸

第二十一條 恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル

第二十二條 恩給法第四十八條第一項第二號ノ流行病ノ種類左ノ如シ

一 マラリア(黒水熱ヲ含ム)

二 猩紅熱

三 コレラ

四 脚氣(戦地ニ限ル)

五 發疹チフス

六 腸チフス

七 バラチフス

八 ベスト

九 回歸熱

十 赤痢

十一 流行性腦脊髓膜炎

十二 流行性感胃

十三 肺チストマ病

十四 トリパノソーム病

十五 ワイルス氏病

十六 カラアザール

十七 黃熱

第二十三條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依ル戦闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷疾疾病トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一 戦地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危険物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷疾疾病

二 暴徒鎮壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷疾疾病

三 外國ノ交戦若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戦又ハ擾亂ニ因ル傷疾疾病

四 航空機ニ乗シ航空勤務中又ハ潜水艦ニ乗シ潜航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷疾疾病

五 職務ヲ以テ兇賊又ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危険ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷疾疾病

六 職務ヲ以テコレラ又ハベストノ防疫、診療又ハ看護ニ直接従事シ之カ爲罹リタル該疾病

七 急流其ノ他生命ノ危険ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潜水勤務ニ因ル傷疾疾病

第二十四條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具廢疾ノ程度ヲ分チテ左ノ七項トス
特別項症

一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ

二 重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ

三 身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

- 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
- 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
- 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
- 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 兩耳全ク聾シタルモノ
- 五 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

- 一 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩耳全ク失ヒタルモノ

- 三 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
- 五 兩耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症

- 一 泌尿器ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

- 一 鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

- 一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ニ妨アルモノ
- 二 一眼視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷疾疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第二十四條ノ二 恩給法第四十九條第二項ニ規定スル傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四款トス

第一款症

- 一 眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 二 一耳聾シタルモノ
- 三 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症

- 一 一耳ノ聽力カ耳鼓ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ
- 二 一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症

- 一 眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

- 一 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ

- 二 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第二十四條ノ三

恩給法第五十八條第一項第四號ニ規定スル恩給外ノ所得ハ恩給受給者カ内地、朝鮮、臺灣、樺

太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル場合ノ所得ニ限ル但シ左ニ掲クル所得ハ右地域内

ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルトキト雖之ヲ所得中ニ算入ス

一 恩給受給者カ右地域内ニ有スル資産又ハ營業ヨリ生スル所得

二 右地域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ恩給受給者ノ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分

配又ハ俸給、賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與

恩給受給者カ前項ノ地域内ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スルトキハ右地域外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨ

リ生スル所得ト雖之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外セス

第二十四條ノ四

前條第一項第二號ニ掲クルモノ以外ノ恩給外ノ所得ハ所得税法ニ規定スル個人ノ第三種所得ト

同範圍トス 所得税法第十八條第一號乃至第五號ニ掲クル所得ハ之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外ス

第二十四條ノ五

恩給外ノ所得ノ計算ニ關シテハ所得税法第十四條第一項及第二項並所得税法施行規則第七條及

第八條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條ノ六

恩給外ノ所得ハ毎年稅務署長ノ調査ニ依リ裁定官廳之ヲ決定ス

裁定官廳ハ恩給外ノ所得ノ調査ヲ要スル恩給受給者ノ氏名、住所又ハ居所及恩給年額ヲ稅務所長ニ通知スヘシ
稅務所長恩給外ノ所得ノ調査ヲ了シタルトキハ之ヲ裁定官廳ニ報告スヘシ
前三項中稅務所長トアルハ朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ在リテハ各其ノ地域ニ於ケル稅務官署ト
ス

第二十四條ノ七

恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ハ恩給外ノ所得ノ決定ニ基キ其ノ
年七月一日ヨリ翌年六月三十日ニ至ル期間分ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス但シ其ノ前年以前ノ分ノ恩給ニ付停止ヲ爲
スヘキ場合ニ於テ恩給ノ請求又ハ裁定ノ遲延ニ依リ一般ノ手續ニ依リテ恩給外ノ所得ヲ調査決定スルコトヲ得
サルトキハ前條ニ規定スル調査決定ノ機關ハ其ノ分ニ付テハ一般ノ場合ニ準シ臨時ニ恩給外ノ所得ヲ調査決定
ス此ノ場合ニ於テハ其ノ停止額ハ後ノ恩給支給額中ヨリモ之ヲ控除スルコトヲ得
恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル年分ノ恩給ニ付テハ恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停
止ノ手續ヲ行ハス

恩給外ノ所得額ノ追加又ハ更正アリタルトキハ恩給ノ停止額モ之ヲ更正ス
恩給給與ノ止ムヘキ事由生シタル場合ニ於テハ恩給ノ停止ハ其ノ事由ノ生シタル月分迄ノ恩給ニ付之ヲ爲ス

第二十四條ノ八

年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ朝鮮、關東州若ハ南洋群島ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ
有シ又ハ同地域ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルモ同地域内ニ有スル資産若ハ營業ヨリ生スル所得ヲ得ル
モノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ裁定官廳カ内閣恩給局長ナルトキハ夫々朝鮮總督府、關
東廳又ハ南洋廳ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ裁定官廳カ地方長官ナル場合ニ於テ恩給受給者カ裁
定官廳ノ管轄内ニ住所又ハ居所ヲ有スルトキハ直接ニ裁定官廳ニ、然ラサルトキハ住所若ハ居所又ハ資産若ハ

營業ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居
所ヲ有セシテ第二十四條ノ三第一項但書第二號ニ規定スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類
及金額ヲ詳記シ直接ニ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ(自第二十四條ノ二至第二十四條ノ八ハ昭和九年四月一日ヨリ施行)

第二十四條ノ九

恩給法第五十九條ノ二ニ規定スル退職前一年内ノ俸給ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ例ニ
依ル

- 一 初任ノ月ニ於テ日割計算ヲ以テ俸給ヲ給セラレタル場合ニ於テモ全月分ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス
- 二 月ノ中途ニ於テ昇給アリタルハ昇給後ノ俸給額ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス
- 三 休職、罰俸等ノ事情ニ依リ本來給與セラルヘキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレタル場合ニ於テモ本來
給與セラルヘキ俸給額ニ依ル

第二十四條ノ十

恩給法第五十九條ノ二第一項但書ニ規定スル一級ノ昇給ニ付テハ左ノ例ニ依ル
一 級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近
上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給力有スル割合ヲ乘シタルモノ(圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム)ヲ以
テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓未滿ノモノニ付級俸ニ拘ラ
ス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給與シタルトキ亦同シ

- 二 同一級俸ニ付上下ノ區分アル場合ニ於テハ其ノ上俸ハ之ヲ下俸ニ對スル一級上位ノ俸給ト看做ス
- 三 轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直
近ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ其ノ百分ノ十五ヲ

加へタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給ト看做ス

第二十五條 準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一 高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官見習ハ同四等トス

二 國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等階級ニ依ル

第二十六條 準軍人ノ公務傷病等ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ判任官一等トス

二 前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生、陸軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍機關學校生徒、海軍經理學校生徒及海軍豫備生徒ハ判任官三等トス

三 前二號ニ掲ケサル陸海軍諸生徒及海軍豫備練習生ノ階等ハ兵ニ準ス

第二十七條 教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一 教育職員ノ階等ハ其ノ官等階級又ハ待遇官等階級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等階級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等階級ニ依ル

二 準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等階級令別表第二表ノ例ニ準ス

第二十八條 警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ警部補ハ其ノ階級ニ依ル

第二十九條 待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等階級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等階級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等階級ニ依ル

第三十條 恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ掲ケルモノヲ謂フ

一 師範學校

二 高等女學校

三 專門學校令ニ依ラサル實業學校(實業補習學校ヲ除ク)

四 中學校又ハ前二號ニ掲ケル學校ニ準スヘキ學校

五 實業補習學校教員養成所

六 朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ掲ケルモノニ準スヘキモノ

七 在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ掲ケル學校ニ準スヘキモノ

第三十條ノ二 恩給法第六十四條ノ二但書ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫、府縣其ノ他經濟ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ再就職ノ月ノ翌月ヨリ一年内ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第三十一條 恩給法第六十六條第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ六目トス

第一目症

一 一眼ノ視力カ〇・一ニ満たサルモノ

二 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ

三 一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二目症

一 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

附 錄 恩給法施行令

五九

第三目症

- 一 眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ叫語ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四目症

- 一 一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 二 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第五目症

- 一 眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ叫語ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ失ヒタルモノ

第六目症

- 一 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二 前目ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第三十二條 第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準

用ス

第三十三條 恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終俸給年額ニ増加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

第三十四條 (削除)

第三十五條 廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤績ト看做ス

第三十六條 恩給法第一百一條ノ規定ニ依ル増額ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給力大正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依リ増加シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十二條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス
 - 二 軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ階等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス
 - 三 増加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等並別表第六號表ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具廢疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ増加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス
- 第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ増加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

四 執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ第一號ノ規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス
前項ノ増額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國動續ニ因ル加給ハ之ヲ爲サス
第三十七條 恩給法第百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ増額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表ニ依ル假定俸給年額ニ増加シ之ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第百一條ノ規定ヲ適用ス

附 則

第三十八條 本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 左ノ命令ハ之ヲ廢止ス

- 一 明治二十四年勅令第二百四十八號
- 一 明治二十七年勅令第五十二號
- 一 明治二十七年勅令第八十一號
- 一 明治二十七年勅令第四百四十五號
- 一 明治三十一年勅令第二百四十四號
- 一 明治三十二年勅令第二百一號
- 一 明治三十三年勅令第四百七十三號
- 一 明治三十三年勅令第四百四號
- 一 巡查看守退隱料及遺族扶助料法施行令

- 一 明治三十四年勅令第五百十號
- 一 明治三十五年勅令第五百十七號
- 一 明治四十一年勅令第三百三十七號
- 一 明治四十三年勅令第二百二十七號
- 一 明治四十四年勅令第七十號
- 一 大正六年勅令第二百四十一號
- 一 大正六年勅令第二百四十二號
- 一 大正九年勅令第三百二十三號
- 一 明治十八年第十五號達官吏恩給令附則
- 一 明治十八年第十六號達文官傷疾疾病等差例
- 一 明治十八年第四十號達陸軍恩給令附則
- 第四十條 第十條各號ニ掲クル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ掲クル官制ニ依ル職員ト看做ス

附 則 (大正十二年勅令第五百二十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十條ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (大正十三年勅令第五十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ水雷艇乗員トシテノ勤務ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附 錄 恩給法施行令

附錄 恩給法施行令

附則

(大正十三年勅令第四百七號)

沿革 昭和八年九月勅令第二三六號改正

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

港務部設置制ニ依ル待遇職員ハ仍之ヲ第十條第十號ニ掲クル待遇職員ト看做ス

附則

(大正十五年勅令第二百四十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郡判任官ハ仍之ヲ第六條第一號ニ掲クル文官ト看做ス

附則

(昭和八年九月勅令第二百三十六號)

第一條 本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分、

第二十四條ノ二乃至第二十四條ノ八竝ニ附則第三條及第四條ノ規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生ジタル普通恩給及扶助料ノ分擔ニ付テハ第四條第一項ノ規定ノ

改正ニ拘ラズ其ノ分擔請求額ハ仍改正前ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三條 昭和八年法律第五十號附則(以下單ニ改正法律附則ト稱ス)第七條但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ハ

前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者ニ付テハ之ヲ生ジタル月ヨリ起算シ新ニ受ケルベキ恩給法別表第三號

表ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病賜金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ニ經過シタル後ニ非ザレ

バ之ヲ給セズ

前項ノ年數ノ一年ニ滿タザル部分ハ之ヲ月ニ換算シ月ニ滿タザルモノハ之ヲ切捨ツ

第四條 改正法律附則第九條ニ規定スル場合ニ於テハ左ノ例ニ依ル

一 轉官職ニ依リ新官職ニ付前俸給ヨリ多額ノ俸給ヲ給セララルニ至ルトキハ之ヲ昇給ト看做ス

二 本俸ト之ニ準ズベキモノトヲ併セ受クル場合ニ於テ其ノ一ニ付昇給又ハ増額アリタルトキハ改正法律附則

第九條ノ規定ニ依リ本俸及之ニ準ズベキモノノ總テニ付同法第五十九條ノ改正規定ヲ適用ス

三 俸給ノ法令ニ依ル増額アル場合ニ於テ其ノ増額分ガ恩給法第五十九條ノ規定ノ改正ニ依リ増加シ又ハ新ニ

納付スベキニ至リタル額以上ナルトキニ限り俸給ハ増額セラレタルモノトシ之ニ及バザルトキハ其ノ増額ナ

カリシモノトシテ取扱フ

第五條 改正法律附則第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ改定普通恩給ヨリ控除スル金額ノ年額ハ改定ニヨリ増額

スル金額ノ一年分ト同額トス

控除ハ控除金額ノ總額ガ一時恩給金額ニ達シタルトキヲ以テ之ヲ止ム

第六條 改正法律附則第七十條以下ノ規定ニ依リ同法施行後仍削除セラレタル恩給法第九十九條ノ規定ニ依ルベ

キ場合ニ於テ同條ニ規定スル教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

一 官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員

二 文部省官吏

三 教育事務從事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督

府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳ノ官吏

四 臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ

五 教育事務從事ノ従前ノ區、統監府又ハ關東都督府ノ官吏

第七條 大正十三年勅令第四百七號附則第二項中「第六號」ヲ「第十號」ニ改ム

(別表省略)

214

昭和九年三月十日印刷
昭和九年三月十五日發行

恩給法解説

定價金八拾錢

著者 宮越卓

發行者 小林義郎

東京市神田區紺屋町十六番地

印刷者 神戶二三

橫濱市中區榑木町四丁目十七番地



發行所

盛義堂書店

東京市神田區紺屋町十六番地
電話(錦花)六一二一番
振替東京三三五一六番

刷印堂章文

東京帝國大學教授
文學博士 入澤宗壽序

宮越卓著

教育職員必携

四六版 布製函入 五百余頁 定價 一圓八十錢 (送料十四錢)

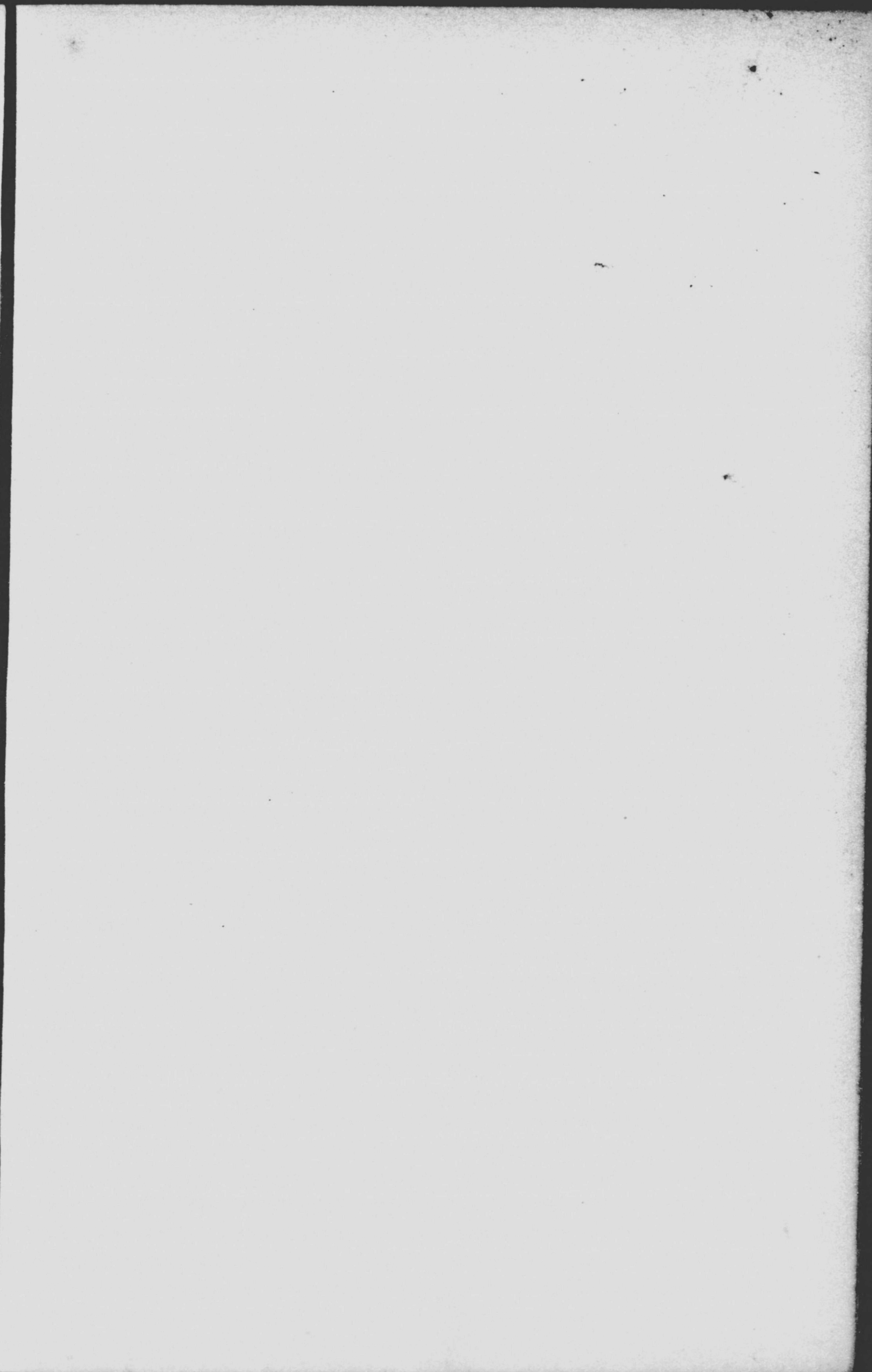
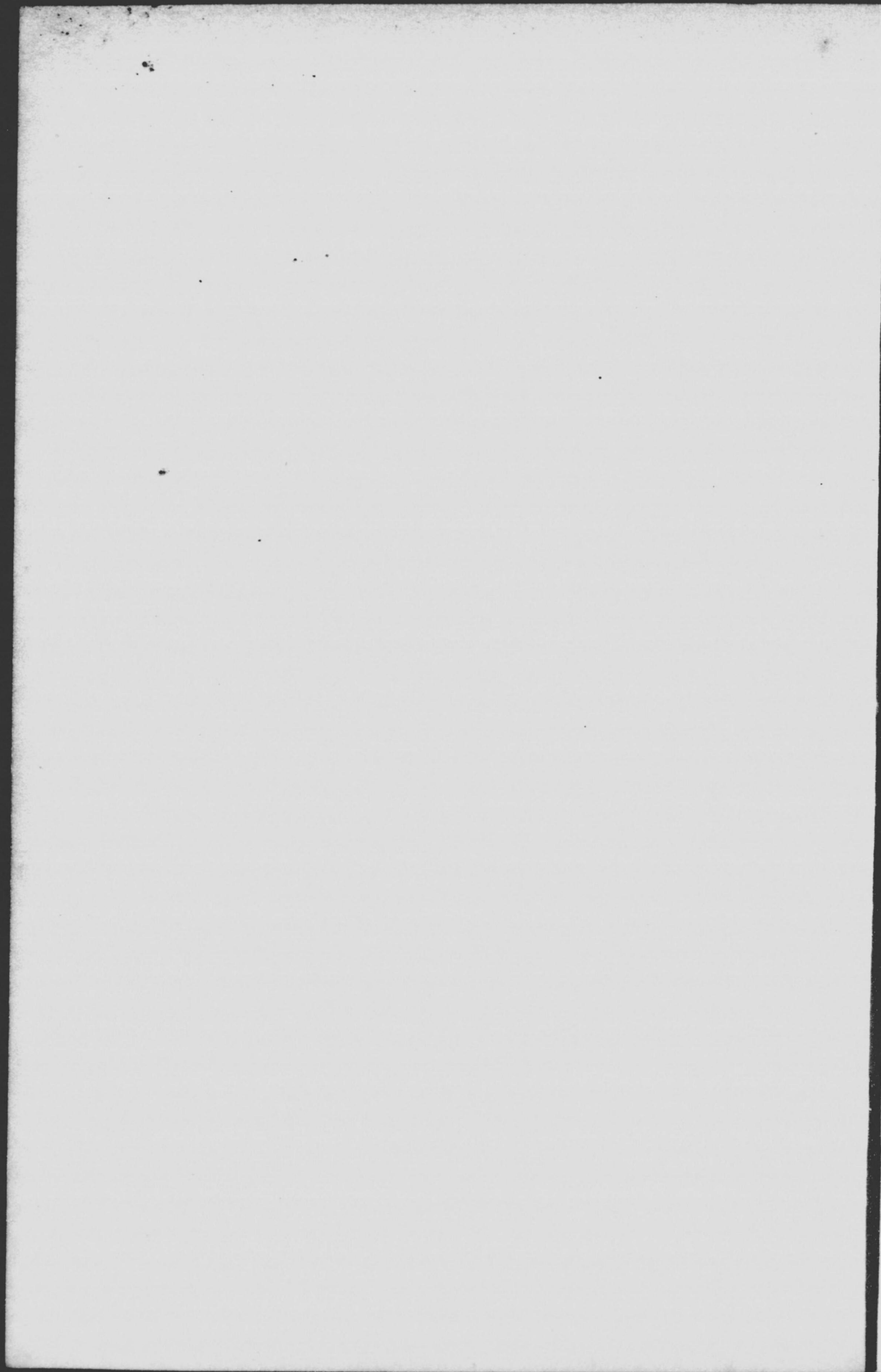
內容

- 第一編 恩給法解説
- 第二編 教員檢定手續解説
- 第三編 書式及解説
- 第四編 儀式作法解説
- 第五編 學校曆其他解説

(近日刊行)

近刊豫告

著者名	書名	装帧	定價	發行豫定
宮越卓著	教育職員必携(續篇)	四六版上製	一、八〇	近刊
"	教育費豫算と學級編制の研究	"	一、二〇	"
"	小學校事務の實際	"	"	"
"	教育統計の實際	"	"	"
"	學校設置廢止増改築手續解説	"	二、〇〇	"
"	教育法令逐條解説	"	"	"
"	"	"	"	"
"	教育事務起案の實際	"	一、二〇	"
"	教育財務の實際	"	"	"
"	圖書館經營の實置	"	二、〇〇	"
"	教育行政論	"	一、二〇	"



Y .80

531
439

